

古物商等の許可証をお持ちの皆さんへ



# 古物営業法が改正されます



平成30年4月25日、古物営業法の一部を改正する法律が公布されました。主な改正点は以下のとおりです。

## ◆ 許可単位の見直し〔平成30年10月24日から全面施行の前日までの間〕

- 主たる営業所がある都道府県の許可を受ければ、他の都道府県に営業所を置くときは届出で足りることになります。



◎ 既に許可を受けている古物商等は、平成30年10月24日から全面施行の前日までに、次の手続きが必要となります。

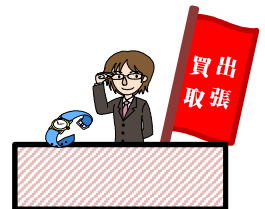
- 複数の都道府県で古物商等の許可を受けている方  
⇒ 主たる営業所を管轄する都道府県の警察署へ届け出て下さい。
- 新潟県内でのみ古物商等の許可を受けている方  
⇒ 主たる営業所を管轄する警察署へ届け出て下さい。



※ この届出をしないと、改正後に改めて許可を申請・取得することになります。

## ◆ 営業制限の見直し〔平成30年10月24日施行〕

- 3日前までに仮設店舗の場所を管轄する警察署に届出をすれば、営業所や相手方の住所以外の仮設店舗で古物を受け取ることができることになります。



## ◆ 簡易取消し制度の新設〔平成30年10月24日施行〕

- 営業所や古物商の所在が不明となったときは、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても本人から申出がないときは、聴聞等の手続きなしで許可の取消しができるようになります。

## ◆ 欠格事由の追加〔平成30年10月24日施行〕

- 欠格事由が追加され、暴力団関係者や窃盗罪で罰金刑を受けた方は、古物営業を営むことができなくなります。



～～～ 詳細は各警察署へお問い合わせ下さい。～～～